

判例研究

〔商法 五〇二〕 被保険者に対する故意の事故招致

〔判示事項〕

保険事故を発生させた者が保険契約者兼被保険者のいわゆる履行補助者あるいはこれに準ずる地位にあったとは認められない以上、信義則上、保険契約者の故意ないし重過失による保険事故と同視することはできない。

〔参照条文〕

商法（平成二〇年法律第五七号による改正前）の六四一条

〔事実〕

訴外Aは、株式会社B等を経営していたが、Bは、平成元年六月八日に本件建物を建築し、Bの名称のもと、レストラン、研修所、温泉、宿泊所等の多目的ホール等を経営していた。Bは、面積が少なくとも二五〇〇〇㎡の山の斜

大阪地裁平成二二年三月二七日
第二五民事部平成一八年（ワ）一二六五〇号
保険金請求事件、請求認容（控訴）
判例時報二〇四五号一三九頁

面の庭園の中に多目的ホールのほか、茶室や野点席等が散在し、これが遊歩道で結ばれているレジャー施設で、Aにとっては自らの夢を実現するための事業であり、その中心建物である本件建物には強い愛着を持っていた。しかしながら、本件建物は建築確認を受けておらず、敷地が市街化調整区域であったのに都市計画法上の許可も受けていなかった。大阪府建築安全課は、平成元年六月九日、本件建物の都市計画法違反を摘発し、同年七月三日、都市計画法に基づき、用途変更又は除却・使用禁止勧告を行った。Aは、同課に本件建物の使用を認めてもらおうと陳情に出向いていたが、同課は度々にわたり是正指導を行い、平成一五年一月五日、本件建物の現場調査を行った結果、本件建物

についての区域の変更・建物改修計画の指示を出した。同課はその後現地調査を行い、A に対して相談に来るよう指示をしているが、本件建物の撤去命令までは出していなかった。なお、本件建物の敷地の登記簿上の地積は、従前の合筆・分筆の結果、現況とは異なり八・一㎡である。

大阪府藤井寺保健所の平成一四年及び平成一五年の水質検査により、本件建物に付属した井戸の源水から、水道法に規定された基準値以上の水銀及びマンガンが検出されたが、ろ過水及び浄水からは、これらは検出されず、異常はなかった。大阪府藤井寺保健所は、A に対して、飲み水に水銀が含まれる危険性があったことから、現行の水道施設以外の代替措置を講じるよう指導していた。B の営業は、平成一五年ころから、井戸から水銀が検出され、飲料水が供給できなくなったことに加え、電気の供給が止められたことなどにより、休止した。

X は、昭和六一年ころから、A および B 等に対して事業資金を融資しており、平成四年の時点で、A および B 等は X に対して約二億五〇〇〇万円の債務を負うに至ったが、平成九年までに一旦これらの貸付金は弁済されるに至った。X は、平成九年頃から訴外 B の要請により、A らに対する融資を再開した。X は平成一二年一二月ころまでに約四

億円を融資したが、A らの事業が不振で返済の目途が立たなかった。そこで、X は、平成一二年一二月二七日に、B およびその他関連法人との間で、平成一四年一二月二六日を A に対する融資の弁済期限として、本件建物等について、譲渡担保契約を締結した。X は登記の登録免許税を節約するために、同日、B との間で、本件建物について不動産管理処分信託契約を締結し、平成一三年一月四日、信託を原因とする所有権移転登記手続をした。なお、X は、A らが所有していたその他の不動産についても、登録免許税の安い物件は売買を原因として所有権移転登記をし、高い物件は信託を原因とする所有権移転登記をした。しかしながら、B 施設の入り口に位置する土地ならびに同建物については、大阪府中小企業信用保証協会の根抵当権及び大阪市信用保証協会の抵当権が設定されたままであった。

A らは、平成一四年四月四日、訴外 C に対して、B に隣接する墓地を売却した。X は、同日、A ら及び訴外 C 等との間で、訴外 D を立会人として、A らの X に対する債務が四億二〇六九万四〇〇〇円であること、C がこれを保証することを確認し、A らが上記売買代金から一億五〇〇〇万円ほどを弁済した。そして、C が支払うべき代金をもって前記債務のうち二億七四一七万円を平成二三年三月三十一日

まで分割して振出手形でXに対し支払うこと、Aらは、前期債務の利息をXに対して支払うことを合意した。また、AらとXは、Aらが利息の支払いを遅滞した場合は、Xが本件建物の所有権を取得することも合意した。Aらは、Bを経営し、その売上の中から毎月二〇〇万円を利息としてXに対して支払っていた。しかし、Aは平成一五年六月以降、Bの営業ができなくなったため、利息が支払えなくなった。Xは、Aらからの利息の支払が滞ったので、上記合意に基づき、AらおよびDに対して、本件建物を含む所有権移転登記手続をした不動産の所有権を完全に取得する旨の通知をした。Xが本来、Aらから支払を受けるべき未払いの利息の額は、本件火災の直前には、約一億五〇〇〇万円ある計算となっていた。

Aは、本件建物の所有権がXに移転し、その後、Bの営業ができなくなった後も、家族と疎遠で、本件建物に愛着があったことから、本件建物に居住し、本件建物の換気をしたりB敷地内の樹木の剪定を行うなどしたりしていた。Xは、Dを介して、Xに本件建物から退去するよう求めたことはあったが、Aが他に住むところがなかったため、本件建物に居住することを黙認していた。Xは、Dに対して謝礼として平成一五年以降合計五〇〇万円ほどを渡してお

り、Dはその一部をAに渡していた。Xは、Aと直接会うことはあまりなく、Dを介して、Aと連絡をとっていた。Dは、平成一九年一月三十一日、死亡した。

Xは、平成一二年一二月二六日、当時は、本件建物が多目的ホールとして使用されていたことから、火災事故発生の危険性を危惧して、Yとの間で火災保険契約を締結し、本件建物が多目的ホールとして使用されなくなっても、一年毎の更新を続けた。なお、本件火災保険契約は、平成一七年一二月二六日に締結されており、保険期間を同年一二月二八日より平成一八年一二月二八日まで、保険金額を合計二億三五〇〇万円、保険の目的を本件建物、休憩所、店舗及び茶室の四棟の建物について、火災、落雷、破裂、爆発等の偶然な事故によって生じた損害及び事故によって損害を受けた保険の目的の残存物取り片づけに必要な費用に対して保険金を支払うものであり、残存物取り片づけ費用の保険金は、他の保険金との合計額が保険金額を超える時でも支払われるものと規定されていた。また、保険契約においては、保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その取締役または法人の業務を遂行するその他の機関）の行為もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金は支払われないと規定されていた。

Xは、平成一六年ころから、Aらの債務の弁済に充てるために、本件建物の売却先を探していた。Xは、訴外Eや訴外Fに本件建物の売却先の斡旋を依頼し、Aには、本件建物の買受希望者に対して、本件建物の案内をさせた。Eは、Aに対する約四〇〇万円の貸金債権の回収のために、Aを訪ねた際、X代表者と知り合い、本件建物の売却先の仲介を引き受けることとなった。Eは、Xに対し、本件建物の買受希望者を何人か紹介したが、いずれも売買契約成立には至らなかった。Xは、平成一七年ころ、本件建物が建築確認を受けていなかったことを知り、買受希望者にその事実を知らせるようにした。Aは、本件建物に居住し続けることを希望しており、人材派遣会社の訴外FがAを従業員として本件建物に居住させてもよいと条件を示していたので、同社と売却の交渉を進めていた。しかし、大阪府中小企業信用保証協会は、平成一七年一〇月三日、本件建物の敷地の一部であり、Bの入り口に位置する土地および地上建物について競売を申立て、競売開始決定がなされたため、Fに対する本件建物の売買の話は、平成一八年二月初ころまでに頓挫した。

Aは、平成一八年二月初ころから、本件建物が売却され自分が退去させられれば、本件建物が建築確認を取っていない

ことが発覚し、詐欺罪に問われてしまうと思い込み、本件建物を放火しようと考えた。Aは、同年三月二日に本件建物のある敷地内にあった司馬遼太郎の花供養碑を司馬遼太郎記念館に寄贈することが実現したことから、放火の決意を固めた。なお、AがX代表者と本件放火前で最後に会ったのは、同年二月二〇日、司馬遼太郎の花供養碑の寄贈に関する打ち合わせをしたときであった。Aは、本件放火のために、予め灯油やガソリンを大量に購入した。Aは、本件建物以外の周囲の山林にまで延焼しないよう、風の強い雨の日に本件建物に放火しようと考えていた。Aは、同年四月五日午前六時ころ、本件建物に灯油やガソリンをまいて、ライターで点火し、本件火災を発生させた。Aは、同日、大阪府河内長野警察署、河内長野市役所、河内長野市消防本部及び各新聞社等に宛てた本件火災についての詫言を本件火災の現場に駆けつけた消防団の団長に渡し、その後、警察官により現行犯逮捕された。

かような事実のもと、XはYに対して本件火災保険契約に基づいて火災保険金二億一〇三万二二三五円の請求をしたところ、保険者であるYはこれを拒絶したため、本訴に及んだ。

〔判旨〕

「……本件火災の直前まで本件建物を含む不動産を売却する交渉は継続していたことが認められ、また、Xは、本件火災発生時、経済的に困窮していたという事情も認められないから、Xには、本件建物を放火して火災保険金を詐取しようという動機があつたとは認められない。また、XがAと本件放火の謀議をしたという事実も認められないから、XがAと本件放火について共謀し、Aと意を通じて本件放火を実行したとも認められない。……」

「……本件火災は、Aの本件建物の管理行為とはかけ離れた、Aが詐欺をした者と呼ばれたくないという全く個人的な動機に基づいて計画的に引き起こされたものであり、原告において、他に住むところもないAがその住居としていた本件建物を故意で放火することは、予想のしようもない事態であつたといえる。また、XとAは、債権者と債務者の関係にあつたのであり、XはAを退去させることを前提に本件建物の早期売却を考えていたのに、Aは、自分が居住できることを前提とする売却しか受け入れ難いと考えていたといえるから、管理についても利害が対立する関係にあつたといえる。そして、Aが本件建物を愛着を持っていたから、Aの本件建物の管理行為は、Xのためではなく、

Aが本件建物で生活するためのものであつたと考えられる。したがって、AがXのいわゆる履行補助者あるいはこれに準ずる地位にあつたとは認められず、本件火災が、信義則上、本件保険契約の保険契約者たるXの故意ないし重過失によるものと同視できるとはいえない。」

〔研究〕

結論・理論構成とも賛成

一 本件は、火災保険契約者兼被保険者に対して金銭債務を負っていた者が、以前は自らが所有しており、その後居住していた火災保険の目的不動産に放火したという場合に、保険者は免責されるのか否かを巡って争われた事案である。結論的に裁判所は保険者の免責を認めず、火災保険金請求を認容したが、本事案にあつては、火災保険金の額が二億円以上と高額であることもさることながら、当該債務者は以前は自らが火災保険契約の目的物件を所有しており、放火の時点においてはその者が居住していたという点に特徴がある。

商法六四一条後段（保険法一七条一項第二文）は、保険契約者と被保険者の悪意または重過失による保険事故招致の場合には、保険者は免責される旨を規定するが、ここで

の保険事故を発生させる主体は保険契約者ならびに被保険者である。このように本条文を形式的に適用するのであれば、本件保険事故を招致した第三者たる訴外 A はこれに含まれないことから、保険者免責の効果は及ばないはずである。しかしながら、それにも拘わらず本件にあっては、被告たる保険者は、免責されるべきとして争っている。このことから理解されるように、本事案は、商法六四一条後段の直接適用以外であつても保険者を免責させる余地を残した判決として、検討に値するものといえよう。したがって、かような場合に、商法六四一条後段（保険法一七条一項第一文）あるいはそれ以外の要件に基づく保険者免責の射程を巡り、裁判所がどのような判断枠組みを採用したのかということが問題とならざるを得ない。そこで、本稿では、まず、商法六四一条後段に関する従来の学説ならびに裁判例の概要について概観した上で、本件に関する裁判所の判断について検討を加えることにしよう。

二 商法六四一条は、「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定する。この後段部分によれば、保険契約

者又は被保険者の悪意もしくは重大な過失によつて保険事故の原因事実を発生させた場合には、保険者は免責されるとする。またここでいう悪意については、故意と同一の意味であることには異論はない。

問題となるのはこの故意の対象についてである。学説は一般に、商法六四一条後段の故意は、たとえば火災保険であれば放火等の保険事故の原因事実を発生させることに求められるとするが、「このことの理由づけはかなり難しい（山下友信『保険法』（有斐閣・平成一七年）六七頁）」という指摘もあり、これを保険金詐欺の意図に求めようとする見解（詐取目的限定説）も見られるところである（たとえば、黒沼悦郎「保険事故の招致と保険者の免責」金商九三三号六五頁以下）。しかしながら、通説の見解に従えば、保険事故の原因事実の発生に向けられた故意であるということになる。

そうして、商法六四一条後段の規定によつて保険者が免責される根拠としては、一般に、これを保険契約者と被保険者との間の信義則違反であることに加え、公益性に反するという理由が挙げられる。もつとも、ここで問題となるのは信義則違反ないし公益性違反ということの内実が何を意味するのかがであるが、要するに、信義則違反とは、保険

契約者の関係者たる保険契約者・被保険者は、保険契約締結の際に偶然の事故によって保険金を取得するという意思を表示したり、被保険利益を有しているのだから、その裏返しとして、故意に事故招致を行ってはならないという意味であり、また、公益性違反とは、かような場合に保険者免責を認めないと、保険契約におけるモラル・ハザードが飛躍的に高まり、保険制度の健全な運営を破壊することになりかねないという意味に捉えるべきであろう。このように、信義則違反および公益性違反というふたつの側面から、商法六四一条後段の規定の趣旨を理解するのが一般的といえる（この点についての筆者の見解は、拙稿「火災保険契約における故意の事故招致についての一考察」『保険学雑誌』号数未定（脱稿済）を参照）。これらが商法六四一条後段自体の一般的な解釈である。

それでは、商法六四一条の規定が直接は想定していない保険契約者ならびに被保険者以外の第三者による故意の事故招致についてはどのように考えるべきであろうか。この点については、ドイツ法の影響を受けて、わが国においてもいわゆる「代表者責任論」として議論がされることが多い。代表者責任とは、保険契約者・被保険者と一定の関係にある第三者が、保険契約上の行為義務に違反する、ある

いは免責事由とされる行為類型に該当する行為を行う場合、その第三者は保険契約の代表者であるとされ、保険契約者はこのような代表者の行為に対する責任を負担しなければならぬというものである（板垣太郎「ドイツ保険法における代表者責任理論の現在——ヘルムート・シルマー」『判例の変遷における代表者概念』における代表者責任——『法学雑誌タートンヌマン』第一〇号（二〇〇八年）一六八頁参照）。そうして、代表者責任論によって保険者が免責されるための要件としては、おおむね、①第三者に保険の目的物についての管理を委ねることについての関係（必ずしも代理関係が存在することは必要とはされない）、②保険契約者が保険の目的物について管理を完全に放棄し、第三者が保険契約者に代わって保険の目的物の管理について独立の権限を有すること、③被保険危険が属する「業務範囲」内において第三者が保険契約者に代わって行為を行うこと、ということが挙げられる。ただし、ドイツにおいても学説ならびに個々の裁判例において、これらが必ずしも明確な要件としてとらえられているわけではない（代表者責任論については、坂口光男「第三者の保険事故招致と保険者の免責」『法学雑誌タートンヌマン』第一一〇号（二〇〇九年）六九頁以下）。しかしながら、商法六四一条後段

を反対解釈すれば、保険契約者ならびに被保険者とは言えない第三者の保険事故招致の場合には、保険者は免責されることはないことになるはずであるが、第三者の行為によっても、一定の場合には、保険者免責を導きだすことが可能であるとするのが代表者責任論であるといつてよいであろう。

三 一方、商法六四一条後段を巡る従来の裁判例によれば、最判平成一六年一月二三日（判タ一七三号一六一頁）は、保険金の支払事由を火災によつて損害が生じたこととする火災保険契約の約款に基づき、保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わないとして、火災保険契約における保険事故の偶然性の立証責任は保険者側にあるとする。そうしてこの点は、最判平成一八年九月一四日（判タ一九四八号一六四頁）にても同様に確認されており、結局のところ、免責を主張する保険者の側で、当該保険事故が保険者契約者または被保険者の故意の事故招致であるということを経主張・立証していかなければならない。

そうして、保険者が直接証拠によつて保険契約者・被保険者の故意または重過失を立証することはできないから、

これを間接事実の積み重ねによつて立証していくほかはない。たとえば、東地判平成一五年四月一六日（金商一一七五号二二頁）によれば、「①保険契約者は、過去に四回の火災に遭遇していること、②本件建物につき、当初は過去の被災物件について保険契約を締結していた保険会社と保険契約を締結していたが、これを更新せずに別の保険会社と保険契約を締結し直していること、③保険契約者が本件火災後、三度にわたつて行われた保険調査会社による聞き取り調査や本人尋問において供述を変遷させていること、④保険契約者の経営する会社の経営状況は芳しくなく、保険契約者は、本件の前回に発生した火災によつて保険金の収入を得た時以外は、見るべき収入があったとはいえないこと、⑤前回火災当時の顧問税理士を本件火災までに変更していること、前回火災において保険契約者は本件の保険会社から保険金を受領していること等を総合すると、本件火災は、その出火の具体的態様を特定することは困難であるものの、保険契約者の故意によつて招致されたものと推認すべきである。」といった形で保険者免責を認めるといった判断が下されることになる。そうして、保険者の免責主張を認めるための重要な要素が、保険契約者ならびに被保険者側の放火に至る動機の有無についてである（たとえ

ば、東地判平成二〇年四月一日（判タ一二八六号二七五頁）。ただし、本件では保険者の免責は認められていない。）。

また、裁判所の判断を概観すれば、商法六四一条後段の適用を巡っては、必ずしも保険事故の原因事実を発生させた者が保険契約者または被保険者に厳密に限られる必要はないといえる。たとえば、東地判平成一四年四月二六日（金商一一七五号五七頁）によれば、「……前記認定事実及び本件各証拠に照らすと、被告が本件火災を原告ないし、その関係者（傍点西原）による放火であると断ずる根拠については……」と判示し、青森地判平成一三年八月（判タ一〇八六号二八三頁）は、保険契約者から保険会社に対する火災保険金請求につき、保険契約者ないし、その業務執行者（傍点西原）の放火による火災であるかどうかが争われているし、同様に、大地判平成一三年八月二七日（判タ一九九号二四五頁）によれば、「……本件火災は、原告ないし、その関係者（傍点西原）が何らかの形で関与しているものと推認することができる……」と判示する。

さらに、代表者責任論との関係でいえば、仙台地判平成七年八月三十一日（判時一五五八号一三四頁）は、「（本件保険契約の）被保険者は、形式的には、原告X₁ないし原告は

X₂であるものの、実質的には、X₁及び原告X₂から包括的な代理権を与えられ、これを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていたAもまた被保険者であるということができるとし、「包括的代理権」「（代表者の）全面的管理」「使用収益して利益を得ていた」ということを要件として、被保険者の免責を認めるものとなっている。

四 こうした学説・裁判例の状況のもと、本判決は、三点より保険者免責の可否を検討している。すなわち、①保険契約者兼被保険者Xの故意、②Xと放火を行った訴外Aの謀議の有無、③AがXの履行補助者あるいはこれに準ずる地位にあった否か、という点である。順に検討を加えよう。

まず、第一点目は、保険契約者兼被保険者たるXの故意の有無についてである。この点、本判決によれば、「本件火災の直前まで本件建物を含む不動産を売却する交渉は継続していたことが認められ、また、Xは、本件火災発生時、経済的に困窮していたという事情も認められないから、Xには、本件建物を放火して火災保険金を詐取しようという動機があったとは認められない」とする。ここで本判決は「火災保険金を詐取する動機」を問題としているが、詐取とは言っても、ここで問題となっているのは、Aの放火に

よって保険者 X が免責されるか否かということなのであるから、第三者たる A に保険事故を発生させることによって、保険金を詐取しようという X の動機を問題としている、また、あるいは、このように X 自身の動機に保険金詐取が認められる場合には、保険者免責を認める可能性を含んだ判断であるということができるだろう。そうして、保険契約者兼被保険者の動機そのものを保険者免責の要件とするのであれば、保険者の側が、保険者あるいは被保険者のかような動機そのものを間接事実の立証の積み重ねによって保険者免責の効果を導くことが可能となるけれども、実体法の要件としては、このことと保険事故との因果関係までもが必要とされるように思われる。というのも、保険者または被保険者の保険金取得の意思とは全く無関係に保険事故が発生したという場合にも、保険者による一定の動機の存在を立証することによって、保険者が免責されるというのでは、単なる内心の動機そのものが独立して免責要件となりうることを指し示しているからである。したがって、判旨のこの部分は、保険者の免責要件の第一段階目の立証が不十分であったということを指し示しているだけであって、必ずしもかような動機の立証のみによって保険者が免責されるとまで判示していることにはならないだろう。

第二点目は、X A 間の謀議の存在である。この点、裁判所は「X が A と本件放火の謀議をしたという事実も認められない。」として、事実認定の問題としてその後の判断をしていないため、仮に「謀議」が認められたとしても、その効果として保険者免責を導くためには具体的にいかなる要件が必要とされるかまでは明らかとはいえない。しかしながら、「謀議」という用語は一般の私法関係を表す用語としては用いられることはないが、すくなくとも、裁判所によれば、放火の実行犯が A であったとしても、それが X との間での一定の関係を有していた場合には、保険者免責を導く余地があることを推察させる内容となっている。いづれにせよ、この点についてはこれ以上のことは述べられておらず、本件判旨からただちに何かを導くということとはできないだろう。

第三点目は、A が X の履行補助者あるいはそれに準ずる地位にあったのか否かという点である。この点、本件判旨によれば、A の本件建物の管理行為とはかけ離れた、A が詐欺をした者と呼ばれたくないという「全く個人的な動機」であるとするが、建築確認を受けていない建物を建造してしまうことに対する法的ならびに社会的評価を恐れることと、現住放火罪を引き起こすことを恐れることと、い

ずれが動機としてより重視されるかはさておいたとしても、すくなくとも、判旨のこの部分については、Aの放火への動機ということが重視されていることとなる。したがって、第三者の故意の事故招致ということが、保険事故の原因事実（火災）を惹起するということとは異なった点に、免責の根拠を見出す余地を残した判決であるということができるだろう。また、判旨のこの部分は、いわゆる代表者責任論の適用の可否を判断しているということもできるが、この点については、本件はその適用の要件を欠くと事実認定している。

五 したがって、保険契約者・被保険者とは異なる第三者のいかなる事故招致が保険者を免責させるのかに関する基準は、通常の商法六四一条（保険法一七条一項一文）適用との対比で言えば、以下のように纏めることができるだろう。すなわち、商法六四一条（保険法一七条一項一文）の適用の際に問題となるのは保険事故の原因事実を惹起することに対する故意が必要とされるということである。これに対して、本件のような、保険契約者・被保険者とは異なる第三者の事故招致の場合には、その上に、放火に至る動機・保険契約者・被保険者との間の共謀・謀議が必要

とされるということである。

そうして、このように考えると、被保険利益を有さない単なる保険契約者の地位にある者が保険事故を惹起した場合には、その事実によって保険者は免責されるということが原則になるところ、本件のような第三者による事故招致の場合には、その事実のみならず、放火に至る動機等の悪性までを立証しなければならないこととなるだろう。したがって、本判決は、通常の商法六四一条（保険法一七条一項一文）を、保険者以外の第三者の事故招致によって免責される場合にまで類推適用していく場合に、いかなる要件が必要であるかを指し示している判決として評価すべきであると考ええる。

西原 慎治